

朝霞市規則第 2 2 号

朝霞市物品の買入れ等競争入札参加者の資格に関する規則の一部を改正する規則

朝霞市物品の買入れ等競争入札参加者の資格に関する規則（平成 1 6 年朝霞市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条を第 1 2 条とする。

第 1 0 条第 1 項中「資格者名簿に登載された者」を「名簿登載者」に改め、同項第 1 号中「第 3 条各号」を「第 4 条各号」に改め、同条第 2 項中「資格者名簿に登載された者」を「名簿登載者」に改め、同項第 1 号中「第 8 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項」に改め、同項第 2 号中「第 5 条」を「第 6 条」に、「第 8 条」を「第 9 条」に改め、同条を第 1 1 条とする。

第 9 条第 1 項中「合併」の次に「、分割」を加え、「営業の一切を承継した日から 9 0 日以内に市長に申請しなければならない」を「システムを使用し、速やかに物品等競争入札参加資格承継申請を行わなければならない」に改め、同条を第 1 0 条とする。

第 8 条第 1 項中「資格審査を申請した者」を「名簿登載者」に、「直ちに別に定める変更届に関係書類を添えて市長に」を「システムを使用し、速やかに物品等競争入札参加資格変更届を」に改め、同項第 1 2 号及び第 1 3 号を削り、同条第 2 項中「該当することとなったときは、」の次に「システムを使用し、」を加え、「市長に届け出なければならない」を「物品等競争入札参加資格変更届を提出しなければならない」に改め、同項第 1 号中「第 3 条第 1 号」を「第 4 条第 1 号」に改め、同条を第 9 条とする。

第 7 条（見出しを除く。）を次のように改める。

第 7 条 定期受付による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間は、資格者名簿に登載された日から起算して 2 年間とする。

2 随時受付による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間は、資格者名簿に登載された日からその直前に行われた定期受付による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間の満了する日までとする。

第 7 条を第 8 条とする。

第 6 条中「第 4 条」を「第 5 条」に改め、「とし、当該名簿を縦覧に供するもの」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 市長は、前項の資格者名簿を有効期間内において市のホームページに公表するものとする。

第 6 条を第 7 条とする。

第 5 条中「別に定める申請書及び添付書類を別に定める期間内に市長に提出

しなければならない」を「システムを利用し、新規申請又は更新申請を行わなければならない」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「資格審査」を「定期受付における資格審査」に改め、「ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。」を削り、同条に次の1項を加える。

2 随時受付における資格審査は、新規申請又は更新申請があったときに実施する。

第4条を第5条とする。

第3条第6号中「第10条第1項第4号」を「第11条第1項第4号」に改め、同条を第4条とする。

第2条第1項中「市長の」を削り、「登載された者」の次に「（以下「名簿登載者」という。）」を加え、同条第2項中「資格者名簿に登載された者」を「名簿登載者」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）年度 4月1日から翌年の3月31日までをいう。

（2）システム 埼玉県公共工事等電子入札運用基準（平成16年4月1日施行）に規定する埼玉県電子入札共同システムをいう。

（3）定期受付 埼玉県が告示した受付期間において、新規申請又は更新申請を受け付けることをいう。

（4）随時受付 定期受付以外で、新規申請又は変更申請を受け付けることをいう。

（5）新規申請 定期受付又は随時受付において、システムの物品等に登録のない者を登録する場合の申請をいう。

（6）更新申請 定期受付において、システムの物品等に登録のある者について、登録の更新、登録内容の変更等を行う場合の申請をいう。

（7）変更申請 随時受付において、システムの物品等に登録のある者について、登録内容の変更等を行う場合の申請をいう。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に市長が作成している改正前の朝霞市物品の買入れ等競争入札参加者の資格に関する規則に定める朝霞市物品の買入れ等競争入

札参加資格者名簿は、改正後の朝霞市物品の買入れ等競争入札参加者の資格に関する規則に定める朝霞市物品の買入れ等競争入札参加資格者名簿とみなす。